

副食費の徴収免除について(3歳～5歳児クラス)

1 給食費(主食費と副食費)

- (1) 認定こども園・保育所等の給食費は主食費(パン・ごはん代)と副食費(おかず・おやつ代)に区分されています。
- (2) 主食費・副食費の金額は、園や認定区分(1号・2号)によって異なります。
- (3) 副食費は、保護者の市民税額や児童のきょうだいの人数によって免除の制度があります。
- (4) 0歳から2歳児クラスの給食費は、保育料に含まれています。

給食費	主食費(パン・ごはん代)	全員にお支払いいただきます。
	副食費(おかず・おやつ代)	免除の有無を市が決定します。

2 副食費免除の対象となる子ども

【1号認定児童】

下記のいずれかに当てはまる場合

- (1) 保護者の市民税所得割額が 77,101 円未満の世帯の児童
- (2) 認定こども園・保育所等に在籍している又は小学校1年生から3年生までの兄又は姉が2人以上いる児童

【2号認定児童】

下記のいずれかに当てはまる場合

- (1) 保護者の市民税所得割額が 57,700 円(ひとり親家庭等は 77,101 円)未満の世帯の児童
- (2) 認定こども園・保育所等に在籍している兄又は姉が2人以上いる児童

(注意事項)

副食費免除の判定は、4月分から8月分は令和7年度の税額、9月分から3月分は令和8年度の税額で決定するため、年度の途中で変更となる場合があります。裏面の注意事項もご確認ください。